

一般社団法人日本医療薬学会の設立について

－ 「日本医療薬学会」 から 「一般社団法人日本医療薬学会」 へ －

1. 法人化の目的

日本医療薬学会（本会）は設立以来、学術団体として学術集会の開催や「医療薬学」の発行を主とした学術活動を行ってきております。しかしながら今後、学術団体相互間の協力・連携や関係官庁への提言等を実効性有るものとして行っていくには法人格が必要となってきます。

法人格を取得することで、社会と連携した横断的な研究開発・情報発信を可能なものとし、医療薬学のさらなる普及と向上を図り、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として、一般社団法人日本医療薬学会（新法人）を設立いたします。

2. 設立する新法人

本会が新法人の設立を検討したのは今回が初めてではありません。平成17年度の評議員会・総会で有限責任中間法人の設立についてご了承をいただきました。しかし、その後中間法人制度が廃止されることになり、平成18年度の評議員会・総会で平成20年12月1日施行の新公益法人制度での新法人の設立を進めることをご了承いただきました。

新公益法人制度では、これまでの社団法人や財団法人は廃止され、登記のみで設立できる一般社団法人、一般財団法人、あるいは公益認定等委員会が公益性があると認めた公益社団法人、公益財団法人に分けられることとなります。公益社団法人になるためには、一般社団法人であることが必要条件となります。

新法施行年である本年は、登記のみで設立できる一般社団法人を設立することを目途としています。

3. 新法人への道筋

新公益法人制度が施行された後、早急に新法人設立の手続きを行えるよう準備を進めています。平成20年12月中に新法人設立登記申請を予定しています。登記が完了することにより一般社団法人日本医療薬学会（新法人）が成立いたします。新法人成立後は本会から事業及び財産の譲渡を受け、法人格を取得した学術団体として、これまでの活動・運営を引き継いで行って参ります。

新法人の基本事項

1. 法人を構成する各機関

一般社団法人は登記のみで設立できる代わりに法律で各機関の設置を厳格に定めています。本会が設立する一般社団法人（新法人）は社員、理事および監事から構成され、組織運営は社員総会の意を受けて、理事会が執行することになります。

社員は設立時社員の場合を除き、実質的議論の確保のため正会員の中から選出された代議員を社員とします。代議員は一般社団法人の構成員として、社員総会に出席し議決権を行使します。

理事・監事は社員総会で選出され、理事は会の業務執行及び社員総会決議事項の作成を行い、監事は会計監査及び業務監査を行います。いずれも会の運営が適切に行われるように職務を遂行いたします。

理事会は全理事により構成され、会の学術活動に関する事項及び運営に関する事項を決定・執行いたします。理事会には監事も出席し、理事の職務執行に関する監督を行います。

また、今まで本会に設置していた評議員・評議員会は新法人では廃止となりますが、引き続き新法人の活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2. 新法人の活動予定

本会が従来行ってきた学術活動を主たる活動として参ります。事業年度も本会と同様に1月～12月、年会も秋に行います。ただし、社員総会につきましては、従来の年会時開催が制度的に不可能となり3月頃に変更になります。

3. 公益社団法人化への検討

法人格の種類と学術活動は一切関係ありませんが、新法人は「公益」取得の必要性が生じた場合には公益社団法人化への検討を進めて参ります。

公益社団法人化は法律で定める基準を満たしていると認められる一般社団法人が公益認定を受けることで行われます。ただし、公益認定要件が複雑であるため、公益認定申請準備作業及び公益社団法人化後の法人の運営には膨大な事務量が予想されます。そのため、学術活動に支障を及ぼさないように配慮しながら、公益社団法人化の準備を検討するべきものと考えております。

新法人の活動のために

1. 設立時社員・役員

新法人の設立時社員は定款作成・設立登記などの法人設立に関する行為を行い、初期の役員（理事・監事）は初年度の会の学術活動・運営を行います。

新法人の設立時社員及び初期の役員は、本会の理事・監事が担当させていただくことをご承認下さいますようお願いいたします。

なお、新法人の新たな社員たる代議員の選出は平成 21 年度に実施することを予定しています。

2. 本会からの事業の承継

新法人成立後、本会が行っている全ての事業を新法人が継承することにつきましてご承認をお願いいたします。ご承認いただけましたら、新法人成立と事業の承継により、現在本会が行っている全ての事業は法人格を持つ学術団体（新法人）が行う事業になります。

3. 本会の解散

新法人成立後、本会の事業は新法人へ移行しますので、決算処理を行った後、平成 21 年秋の解散総会において本会は解散することをご承認下さいますようお願いいたします。

4. 本会からの財産の移行

新法人は成立後、直ちに本会の事業を引き継ぐこととなります。そこで、新法人成立後、本会の解散に先立ち、引き継いだ事業を実施するための資金として本会の財産の一部を新法人に移行することをご承認下さいますようお願いいたします。また、本会解散時の残余財産は全額新法人に移行することを合わせてご承認お願いいたします。

*上記につきましては、平成 20 年度の評議員会・総会にてご承認いただき、現在新法人の設立に向けて準備を進めております。新法人の事業の円滑な実施に向けて、今後ともご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

法人化準備特別委員会

本会と新法人の運営スケジュール予定

| 時期 | 本会 | 新法人 | 新法人の社員 | 新法人の理事・監事 |
|------|-------|----------------------|--------|-----------|
| 21年春 | 事業・財産 | → 事業・財産 | 現役員 | 現役員 |
| 21年秋 | 解散総会 | 第19回年会(長崎) 臨時社員総会 | 代議員① | |
| | 残余財産 | → 財産 | | |
| 22年春 | X | 定時社員総会 | 代議員① | 新理事・監事① |
| 22年秋 | | 第20回年会(千葉) | | |
| 23年春 | | 定時社員総会 | 代議員② | 新理事・監事② |
| 23年秋 | | 第21回年会(神戸) | | |
| 24年春 | | 定時社員総会 | | |
| 24年秋 | | 第22回年会(未定) | | |